

## 日本脳炎の予防接種

北海道は平成27年度まで「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」として指定されていましたが、道内においてもわずかではありますが、感染の可能性があることや、道外や海外に行き来する機会が増えていることなどから、北海道でも日本脳炎の定期予防接種を行うことになりました。羅臼町でも平成28年4月1日から日本脳炎の定期予防接種を行っています。

ワクチンの接種については、効果と副反応のリスクを考慮のうえ、ご判断ください。接種前にご心配な点などがございましたら、役場保健福祉課や医師へご相談ください。

### 定期接種の対象者について

20歳未満の方が対象となりますが、生年月日や過去の接種歴により接種時期や接種方法が異なります。

### ☆生年月日が平成21年10月2日以降の方

#### <対象者>

第1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある方

第2期：9歳以上13歳未満

#### <接種スケジュール>

第1期初回：6日以上の間隔をおいて2回接種

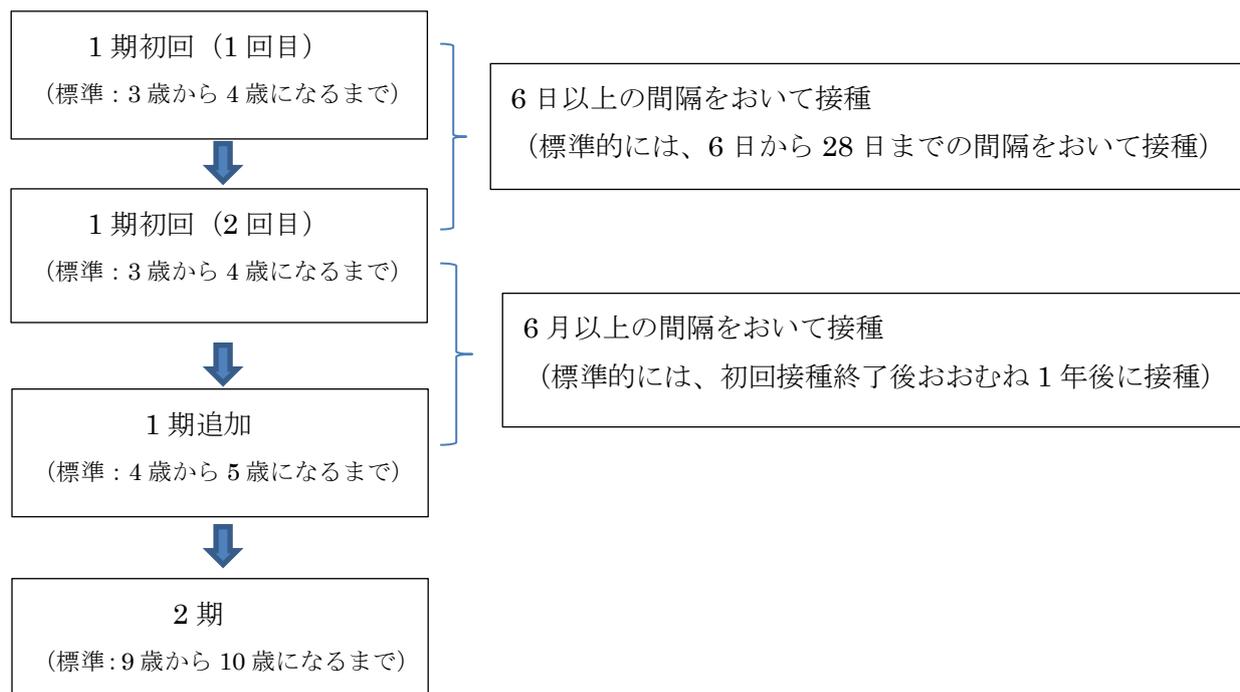
(標準的な接種) 3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として、6日から28日までの間隔をおいて2回接種

第1期追加：初回接種終了後6月以上経過した時期に1回接種

(標準的な接種) 4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的接種期間として、初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回接種

第2期：1回接種

(標準的な接種) 9歳に達した時から10歳に達するまでの期間に1回接種



## ☆生年月日が平成19年4月2日から平成21年10月1日の間の方

<対象者>

第1期・第2期：9歳以上13歳未満の方

<接種スケジュール>

9歳以上13歳未満の間に第1期と第2期の未接種分の接種ができます。

第1期初回：6日以上の間隔をおいて2回接種

（標準的な接種）6から28日までの間隔をおいて2回接種

第1期追加：初回接種終了後6月以上経過した時期に1回接種

（標準的な接種）初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回接種

第2期：1回接種

（標準的な接種）第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種（おおむね5年の間隔をあけることが望ましい。）

## ☆生年月日が平成19年4月1日以降でかつ20歳未満の方

<対象者>

第1期・第2期：20歳未満の方

\* 羅臼町で定期接種を受けることができる方は原則として羅臼町民（羅臼町に住居登録がある方）になります。進学等で住民票を他の市区町村へ移された方が、羅臼町で定期予防接種を希望する場合は、接種前に、現在住民登録のある市区町村へお問合せください。医療機関で予防接種実施後に、羅臼町から転出されている（住民登録が他の市区町村へ移されている）ことが判明した場合は、後日接種料金の請求がある場合があります。

<接種スケジュール>

第1期初回：6日以上の間隔をおいて2回接種

（標準的な接種）6から28日までの間隔をおいて2回接種

第1期追加：初回接種終了後6月以上経過した時期に1回接種

（標準的な接種）初回接種終了後おおむね1年を経過した時期に1回接種

第2期：1回接種

（標準的な接種）第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種（おおむね5年の間隔をあけることが望ましい。）

### 保護者の同伴

お子様の予防接種の実施に当たっては保護者の同伴が原則必要ですが、13歳以上の方への日本脳炎の予防接種については、保護者が予診票の記載事項を読み、理解し、納得してお子様へ予防接種を受けさせることを希望する場合に、予診票に保護者が署名することによって、保護者が同伴しなくてもお子様は予防接種を受けることができます。署名がない場合、保護者の方の同伴なしに接種を行うことはできません。

予診票は役場保健福祉課に備えてあります。